

① 六角川ポンプ運転調整方針

六角川ポンプ運転調整方針については停止の基準1. 2. 3. 及び再開の基準4. が設定されており、停止の基準は堤防が設計される計画高水位(HWL)をポイントとし、これに達した場合等が停止の判断基準となっています。

停止・再開の発令ブロックは六角川を上・中・下流の3ブロック、牛津川を上・下流の2ブロックとし、判断地点及び水位は各排水機場地点の水位(HWL)を基本とすると共に、六角川24k100より上流の排水機場は新橋水位観測所の水位(HWL)。また牛津川の4k500より上流に位置する排水機場は砥川大橋水位観測所の水位(HWL)で判断することとしています。下流部においては、破堤・越水・漏水等、重大な恐れがある場合において、ポンプ運転調整を実施することとしています。

六角川ポンプ運転調整方針

平成18年6月7日 六角川排水ポンプ運転調整協議会

1. 各排水機場地点で外水位（六角川・牛津川本川水位）がHWLを越えた場合は、運転調整（ポンプ停止）を実施すること。

※六角川14km600より下流は除く

2. 各排水機場の下流地点において、外水位がHWLに達した場合、各排水機場は運転調整（ポンプ停止）を実施すること。

下流地点の基準となる水位観測所は下記のとおりとする。

（六角川本川）

・ 24k100より上流に位置する排水機場 → 新橋水位観測所（24k100地点）

（牛津川）

・ 4k500より上流に位置する排水機場 → 砥川大橋水位観測所（7k400地点）

※水位上昇が大きい4k500より上流の区間は一連区間として砥川大橋水位観測所を基準とする。

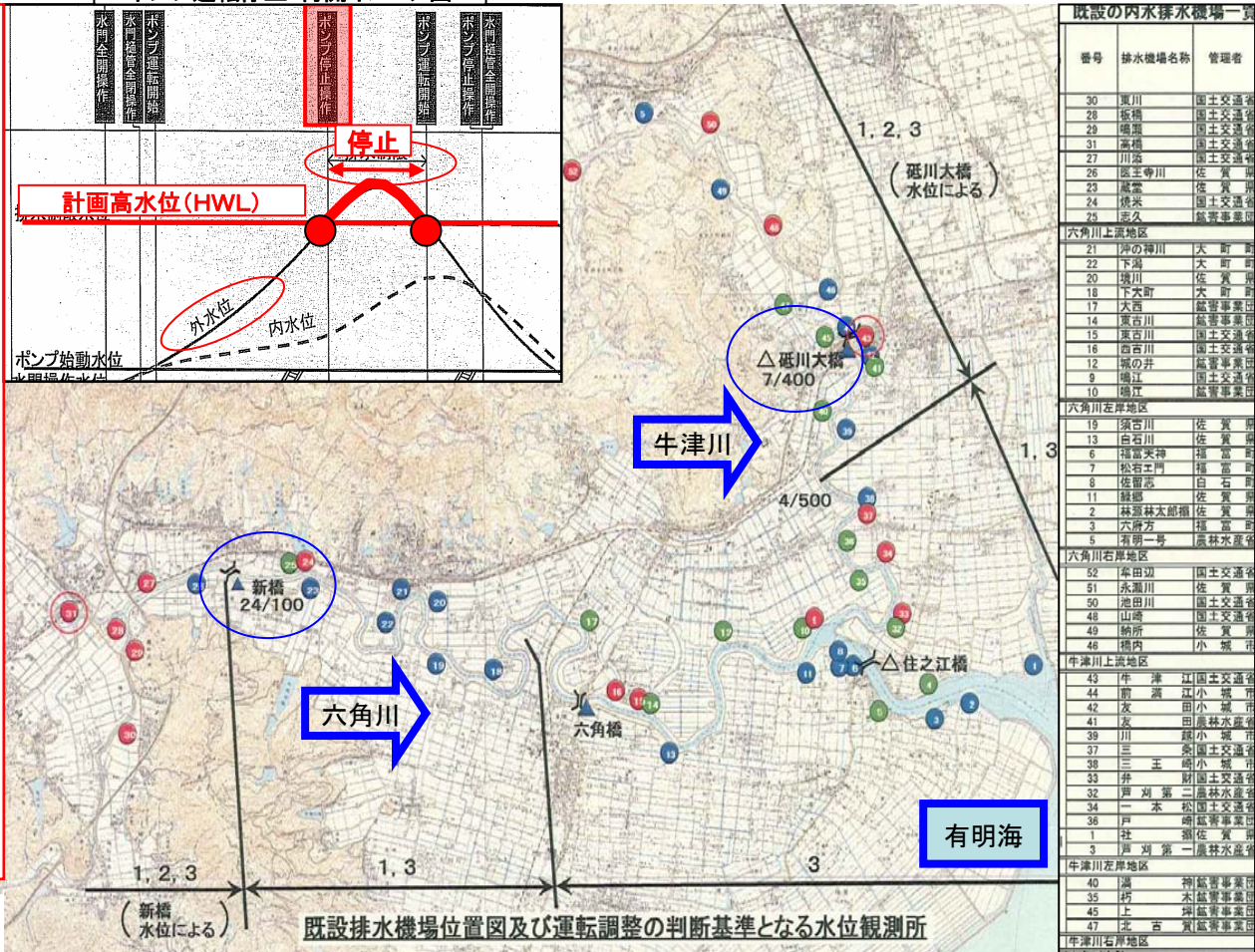
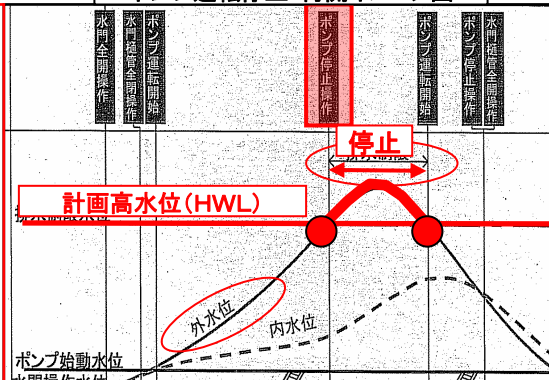
3. 破堤・越水・漏水等、重大な災害が発生する恐れがある場合、災害が発生する恐れのある地点より上流側の排水機場は運転調整（ポンプ停止）を実施すること。

4. 運転調整（ポンプ停止）を実施した排水機場の運転再開については、雨域や潮位の状況から、増水の恐れがないと思われるとき運転の再開を実施できるものとする。

その場合の判断は、武雄河川事務所が行い、各排水機場管理者へ連絡を行う。

※上記2. 3. 4. の場合は、武雄河川事務所より各排水機場管理者へ連絡を行う。

ポンプ運転停止・再開イメージ図



番号	排水機場名称	管理者
30	東川	国土交通省
28	板橋	国土交通省
29	堀江	国土交通省
31	高橋	国土交通省
27	川崎	国土交通省
26	飯島寺川	佐賀県
23	蔵堂	佐賀県
24	焼米	国土交通省
25	赤久	佐賀県
六角川上流地区		
21	神の神川	大町市
22	下海	大町市
20	境川	佐賀県
18	下大町	大町市
17	大西	佐賀県
14	東古川	佐賀県
15	東古川	国土交通省
16	西古川	国土交通省
12	城の井	佐賀県
9	堀江	国土交通省
10	堀江	佐賀県
六角川左岸地区		
19	須古川	佐賀県
13	白石川	佐賀県
6	福富天神	福賀町
7	松石工門	福賀町
8	佐田	佐賀県
11	藤原	佐賀県
2	林野林太郎橋	佐賀県
3	六角方	福賀町
5	有明一	佐賀県
六角川右岸地区		
52	牟田辺	国土交通省
51	永瀬川	佐賀県
50	池田川	国土交通省
48	山崎	国土交通省
49	納所	佐賀県
46	堀内	小城市
牛津川上流地区		
43	牛津	国土交通省
44	前瀬	小城市
42	友田	小城市
41	友田	佐賀県
39	川	小城市
37	三	佐賀県
38	三	小城市
33	井	佐賀県
32	戸	佐賀県
34	一本	佐賀県
36	戸	佐賀県
1	住	佐賀県
3	川	佐賀県
牛津川左岸地区		
40	堀	佐賀県
35	上	佐賀県
45	上	佐賀県
47	北	佐賀県
牛津川右岸地区		

上記数字1, 2, 3は右図の1, 2, 3に該当します。

既設排水機場位置図及び運転調整の判断基準となる水位観測所